

岐阜県障害児入所施設等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金Q & A

実施事業について

Q1 カメラ等のリース費用は、対象となるか。

A1 リース費用は、全て対象外となります。

Q2 既存設備等の改修費は、対象となるか。

A2 既存設備等の改修費は、補助対象外となります。(本補助金を活用し、新たに設備等を導入する場合に限ります。)

Q3 導入した設備等に修理の必要が生じた場合、その経費も対象となるか。

A3 修理費に要する経費は、事業所の負担となります。

Q4 既存設備等の取り外し費用と新たな設置費用も補助対象となるか。

A4 取り外しの費用は、補助対象とはなりません。

新たな設置費用は、導入に必要不可欠であると判断できる場合は、補助対象となります。

Q5 撮影した映像を記録、保管するための記憶媒体や鍵付き保管庫等も補助対象となるか。

A5 利用者のプライバシー保護や、保護者の安心に応える観点から不可欠であると判断できる場合は、補助対象となります。

Q6 カメラの三脚や延長コード、保護ケース等の付属品は補助対象となるか。

A6 カメラの導入に不可欠であると判断できる場合は、補助対象となります。

Q7 カメラ（固定型カメラ、アクションカメラ等）の導入にあたり、留意する点はあるか。

A7 カメラによる映像の記録に当たっては、①撮影前に保護者及び利用者の同意を得ておくこと ②プライバシー保護に配慮した記録後の映像保管体制の構築を行うことが望ましいです。(補助の要件ではありません。)

交付申請関係

Q 8 申請者は、事業所でよいか。

A8 申請者は、法人となります。

Q 9 複数の事業所で実施することも可能か。

A9 可能です。ただし、予算に限りがあるため、申請者多数の場合は1事業所のみの採択となることがあります。

Q 10 法人の所在地が、県外である場合、対象となるか。

A10 岐阜県内に事業所があれば、対象となります。ただし、岐阜市に所在地のある事業所は対象となりません。

Q 11 既に購入している場合、対象となるか。

A11 令和8年4月1日以降に発注・契約等を行っている場合は、対象となります。その場合、発注日等のわかる書類を合わせて提出してください。

Q 12 交付申請後、交付決定前までに事業を実施していいか。

A12 急を要する場合は実施いただいても構いませんが、交付決定を行うまでは、補助金の交付を確約することができません。審査の上、当補助金の趣旨に沿った補助対象事業、補助対象経費と確認でき、適正な経費と認められる場合は、順次交付決定となります。

Q 13 過去に1度申請したが、再度申請することは可能か。

A13 予算に限りがあるため、過去に本補助金の交付を受けていない事業所を優先的に採択します。

Q 14 当初より補助対象経費が増えたが、変更等承認申請を行えば対象となるか。

A14 審査の上、適正な事業と認められれば、補助限度額の範囲内において、対象となります。

Q15 ポイントで支払いを行った場合、対象となるか。

A15 ポイント等を支払いに充当した場合、充当分については値引きと同等とみなし、補助対象外となります。一部をポイントで支払っている場合、その分を除いた額を補助対象経費としてください。

Q16 クレジットカードで支払いを行った場合、対象となるか。

A16 交付申請時点で購入済みの場合や、その他やむを得ずクレジットカードを使用する場合を除き、原則として、現金払いや振込等による支払をしてください。やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、令和9年2月28日以前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施いただくとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出してください。

Q17 キャッシュレス決済で支払いを行った場合、対象となるか。

A17 キャッシュレス決済で支払いを行った場合は、対象となりません。

Q18 個人名義で購入した場合、対象となるか。

A18 個人名義で購入した場合は、対象となりません。

Q19 振込手数料は対象となるか。

A19 振込手数料は対象となりません。

また、代引き手数料、分割払いの際の金利等の支払い時に生じる金利や手数料は補助対象となりません。

Q20 郵送での申請は可能か。

A20 郵送での申請は可能です。（当日消印有効）

Q21 申請書類はどこで入手できるか。

A21 岐阜県ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてください。

URL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/377850.html>